事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書（案）

令和７年　月　日

排出事業者（甲）

住　所　南魚沼市浦佐 4132 番地

氏　名　一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院
病院長　　　鈴木　榮一

作業場所	所在地	南魚沼市浦佐 4132 番地	
	名称	魚沼基幹病院	
	運搬（処分）先	燃やせるごみ・燃やせないごみ	エコプラント魚沼
		資源ごみ	

収集運搬業者（乙）

住　所

氏　名

上記排出事業者（以下「甲」という。）と収集運搬業者（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。本契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後に電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

記

（委託内容）
第１条　乙は、甲の事業場から排出される廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）及びその他関係法令に従い、袋等に入った状態で集積された事業系一般廃棄物を病院廃棄物保管庫から収集し、処理施設まで積替・保管及び区間委託することなく適正に運搬するものとする。

（廃棄物の種類）
第２条　甲が、収集・運搬を委託する廃棄物の種類、及び収集・運搬料金は次のとおりとする。

廃棄物の種類	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ
収集運搬単価	円／kg（税抜）	円／kg（税抜）	円／kg（税抜）

（契約期間）
第３条　この契約の有効期間は、令和７年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。ただし、乙が本業務を遂行するために必要な許可を喪失した場合は、本契約は自動的に解除するものとする。

（法の遵守）
第４条　乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令及び行政指導等（以下「法令等」という。）を遵守して廃棄物の収集・運搬を行わなければならない。

２　乙は、乙の事業範囲を証するものとして、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを甲に提出するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を通知するとともに変更後の許可証の写しを甲へ提出するものとする。

（義務と責任）

第５条　甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに、適性に保管・管理しなければならない。

２　乙は、廃棄物について、その積込み作業の開始から、指定処理施設への搬入まで、法令等に基づき適性に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

（損害賠償）

第６条　業務の遂行にあたり、乙又は乙の従業員の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負う。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。

（内容の変更）

第８条　甲乙は、必要があるときは委託契約内容を変更することができる。

（契約の解除）

第９条　甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するときは、この契約を解除できる。

２　前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

（協議）

第 10 条　甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、法令等の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。